

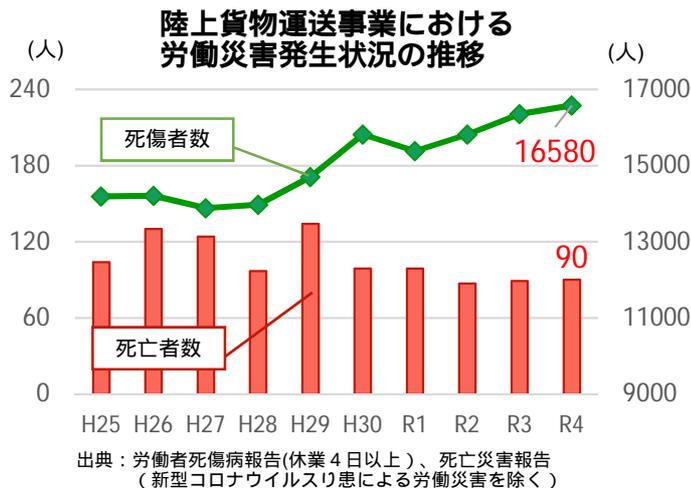
# 荷役作業での労働災害を防止しましょう！

～ 陸上貨物運送事業における労働災害が増加しています～

## 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

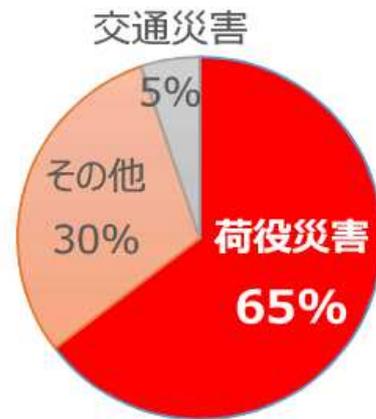
### 災害は増加傾向

年間約16,000人が被災しています。



### 7割が荷役作業で発生

年間約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したものの

内訳は作業内容(令和2年)

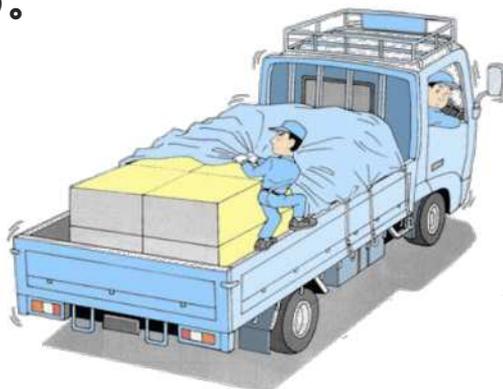
令和5年、江戸川労働基準監督署管内の陸上貨物運送事業における労働災害（休業4日以上）は、**100件（前年比12.4%増）**発生しています。

## <陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請け事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



# 荷役作業の安全対策ガイドラインのポイント



(リーフレット) (全文)

## 陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
  - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
  - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
  - ・転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

### → 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
  - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

## 荷主等の実施事項

荷主の協力が  
不可欠

- 改善基準告示(※)の遵守 ( )改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整

### → 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
  - 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保



改正労働安全衛生規則  
(昇降設備の設置)  
(保護帽の着用)  
(テールゲートリフター  
操作にかかる特別教育)  
への対応も忘れずに!



(リーフレット)

## ■ 「荷役5大災害」防止のポイント

- POINT 01** トラック・荷台等からの墜落・転落による災害  
⇒ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること
  - POINT 02** トラック・荷台等での荷崩れによる災害  
⇒ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること
  - POINT 03** フォークリフト使用時における災害  
⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール(作業計画等)に基づき適切に行動**すること
  - POINT 04** トラックの無人暴走による災害  
⇒ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置(※)**を行うこと  
(※)逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め
  - POINT 05** トラック後退時における災害  
⇒ 後退誘導に係る**ルール(作業計画等)を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること
- 作業に合った腰痛予防対策の実施

# 安全作業連絡書(例)

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日( )	取卸作業月日	月 日( )	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外	
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他( )		1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他( )	
積	品 名			
	(危険・有害性)	有・無 ( )		
荷	数 量			
	総重量	kg ( kg/個)		
	積付	1. パラ 2. パレタイズ 3. その他( )		
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業人数	名	作業人数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他( )	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他( )
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他( )	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他( )	
その他特記事項 ※作業時には安全靴、保護帽を着用のこと				

## 安全な積降し作業のために

地面の整備、  
整理・整頓を。

荷台上ではフォークリフト  
運転者から見える位置に。

作業はできるだけ  
地上から。

シートは力ずくで  
引っ張らない。

シートは引っかかった  
場所へ行って直す。

引っ張る場合は、反動を  
予測して作業する。



保護帽(ヘルメット)を  
必ず着用。

荷台上では背を荷台  
内側に。

荷物の上ではできる  
だけ移動しない。

アオリに足をかけて  
作業をしない。アオリ  
は固定。

## <参考>ガイドラインや取組例は、下記をご覧ください!

厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月)」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/170807.pdf>

荷役災害防止設備等の事例集(陸上貨物運送事業労働災害防止協会(平成26・27年度委託事業))  
[http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/H26\\_niyaku\\_jireisyu.pdf](http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/H26_niyaku_jireisyu.pdf)

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署(令和3年))  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000583798.pdf>

荷主等における荷役災害防止対策の好事例(平成27年度厚生労働省委託事業)  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000123262.pdf>

### 昇降、作業場所を安全に

#### <昇降設備、作業足場等の設置>

荷台への昇降は、  
昇降設備、踏み台  
等を使用する。  
荷や荷台、運転席  
への昇降(乗降)は、  
手足の三点確保を  
実行する。



### 保護具等を着実に

#### <保護具の使用>

墜落制止用器具を取り付ける設備が  
ある場合は、墜落高さに応じた墜落  
制止用器具を使用する。  
保護帽は墜落時保護用を着用する。  
滑りやすい場合は、耐滑性のある靴  
(Fマーク)を使用する。

荷主等(陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者)の皆さまも！

安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認してください

## 荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

### ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

### ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

### ③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。  
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

## 交通労働災害防止対策チェックリスト

(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

### 荷主、元請事業者等による配慮

- 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。